

設楽ダム利活用に関する社会実験 民間事業者 公募要領

1. 公募の目的

本公募は、設楽ダム関連活動実行協議会（以下、「協議会」という）が実施する地域振興に資する取り組みとして、設楽ダム および設楽ダムを含めた周辺エリアを活用し、民間事業者の柔軟な発想とノウハウによる新たな利活用モデルの創出を図るものである。併せて、地域活性化・観光振興・関係人口の創出及び将来的な事業化の可能性の検証を目的として、社会実験を実施する事業者を募集する。

2. 社会実験の位置づけ

本社会実験は、将来的な事業化及び制度化を見据えた提案・実証型の取り組みとして実施するものであり、以下を主な目的とする。

- ・ダム及び周辺地域における新たな活用可能性の検証
- ・観光、交流、防災、環境、教育、デジタル等、多分野における実装可能性の検討
- ・地域住民、来訪者、企業等との新たな関係性づくり

なお、本社会実験は試行的な取り組みであり、成果や成功を保証するものではない。期待した効果が得られなかった場合であっても、その検証結果を次の利活用検討に活用する。

3. 対象範囲

本社会実験の対象範囲は、協議会が使用を認める設楽ダム及びその周辺地域（別紙 1）とし、提案内容に応じて個別に協議する。

4. 募集する社会実験の内容（例）

以下は例であり、これらに限定するものではない。

（1）観光・交流

- ・ダム見学ツアー、インフラツーリズムなど

(2) イベント・賑わい創出

- ・音楽イベント、マルシェ、スポーツ、e スポーツ、アート展示 など

(3) 教育・防災

- ・防災教育プログラムなど

(4) デジタル・DX

- ・AR/VR 観光、遠隔見学
- ・ドローン、IoT、データ活用実証、新技術の導入など

5. 応募資格

- ・民間企業
- ・NPO 法人、一般社団法人
- ・大学・研究機関
- ・任意団体（代表者・責任体制が明確なもの）

※単体応募・共同企業体（JV）いずれも可

6. 社会実験の実施条件（想定）

(1) 実施期間

2026 年 4 月から 2035 年 3 月まで（予定）

(2) 使用料

社会実験を行うための参加費は徴収しない。ただし、光熱水費等の実費については応募者負担となる場合がある。また、長期的な占用が伴う社会実験は想定していないが、関係法令に基づく手続きにより費用が生じる可能性がある。

(3) 安全管理体制

応募者は、以下を満たす安全管理体制を構築すること。

- ・実施責任者を1名以上配置し、連絡体制及び責任範囲を明確にすること。
- ・想定されるリスク（転倒、落水、工事車両等への接触、自然災害等）を整理した安全管理計画書を作成し提出すること。なお、安全管理計画書様式は、協議会に確認を行うこと。
- ・参加者等の動線管理、立入禁止区域の明示、必要に応じた誘導員等の配置を行うこと。
- ・荒天時や災害発生時の中止・延期・避難基準を事前に定めること。
- ・ドローン等を使用する場合は、関係法令を遵守し、資格者の管理下で実施すること。
- ・必要に応じ、消防署、警察、関係管理者等との事前協議を行うこと。

※設楽ダム工事事務所および関係機関は、安全管理に関する助言・調整を行うが、最終的な安全確保の責任は応募者が負うものとする。

(4) 保険加入

応募者は、以下の保険に必ず加入すること。

- ・施設賠償責任保険又はイベント賠償責任保険
- ・傷害保険（必要に応じて）
- ・ドローン等を使用する場合は、当該行為に対応した特約

※社会実験開始前に、保険加入証明書を提出すること。

(5) 事故・トラブル発生時の対応

- ・人命最優先とし、速やかに協議会事務局へ報告すること。
- ・軽微な事故であっても、事後報告書を提出すること。

(6) アンケートの実施 (令和8年8月20日 追加)

- ・応募者は、社会実験の効果や課題、参加者の満足度及び今後の継続実施・事業化の可能性等を把握するため、事務局が提供するアンケート調査を実施すること。
- ・独自にアンケートを実施する場合は、事前に事務局と調整すること。
- ・アンケートの対象は、来場者、出展者及び実施主体を想定している。なお、実施主体向けアンケートは、社会実験の実施報告を兼ねるものとする。
- ・アンケートの設問、実施方法等については、事務局と事前に協議・調整すること。

7. 協議会の支援内容

協議会は、以下の範囲で支援を行う。

- ・実施場所の提供
- ・関係機関との調整支援
- ・広報支援（ホームページ、SNS 等）
- ・河川法や道路法等に基づく手続支援
- ・実証結果の本格導入検討への活用

※企画立案、運営、費用負担、収益管理は、応募者の責任とする。

8. 応募方法

(1) 提出書類

- ・応募申請書（様式 1）
- ・事業提案書（任意様式／A4・10 ページ以内）
- ・団体概要・会社案内 等
- ・実施体制図
- ・収支計画（概算）

(2) 提出方法

- ・電子メール又は郵送による。

(3) 提出期限

- ・随時受付

※事前相談は、実施の 6 か月前を目安に「12.問い合わせ先」へ連絡すること。

9. 選定方法・評価項目

協議会において、以下の評価項目に基づき協議・選定する。

評価項目	評価の視点
★公共性・公益性 (必須項目)	・多くの住民・来訪者が利用・参加できる内容か ・地域課題の解決に寄与するか ・行政の取り組みと整合しているか ・ダムを活用として適切か
★実現可能性・安全性 (必須項目)	・実施体制が明確か ・スケジュールは現実的か ・安全対策が具体的に示されているか ・天候・災害時の対応計画があるか
★継続性・事業化可能性 (必須項目)	・継続性のある取り組みか ・定例化・商品化・ツアー化する内容か ・収益モデルが成立できるか ・応募者が自立的に行う内容か
★地域経済・雇用への波及性 (必須項目)	・地元事業者の参画があるか ・地元産品・特産品の活用があるか ・将来的に地域雇用を生むか ・交流人口・関係人口の増加が見込めるか ・経済波及効果が期待できるか
・独自性・新規性	・他地域にない独自性があるか ・新しい視点・技術・発想があるか ・話題性・PR 効果が見込めるか ・実証実験としての価値があるか
★地域との連携体制 (必須項目)	・地元企業や住民との連携があるか ・地域との連携内容が具体的か ・地域への配慮（騒音・交通等）があるか

10. スケジュール（予定）

公募開始：2026 年 4 月 1 日～

質問受付：随時

提案書提出：随時

審査：随時

結果通知：申請後、3 ヶ月以内を予定

11. 留意事項

- ・ 本公募は将来の事業権・優先権を保証するものではない。
- ・ 実証結果は原則公開する。
- ・ 実施に伴う損害・事故は応募者の責任とする。
- ・ 公序良俗に反する事業は認めない。
- ・ 常設を前提とする占用案件は、本公募の対象外とする。

12. 問い合わせ先

【窓口】設楽ダム関連活動実行協議会（事務局：設楽ダム工事事務所 調査課）

〒441-2301 愛知県北設楽郡設楽町田口字川原田 1-2

TEL：0536-62-1292

Email：cbr-stdmtyo1@mlit.go.jp

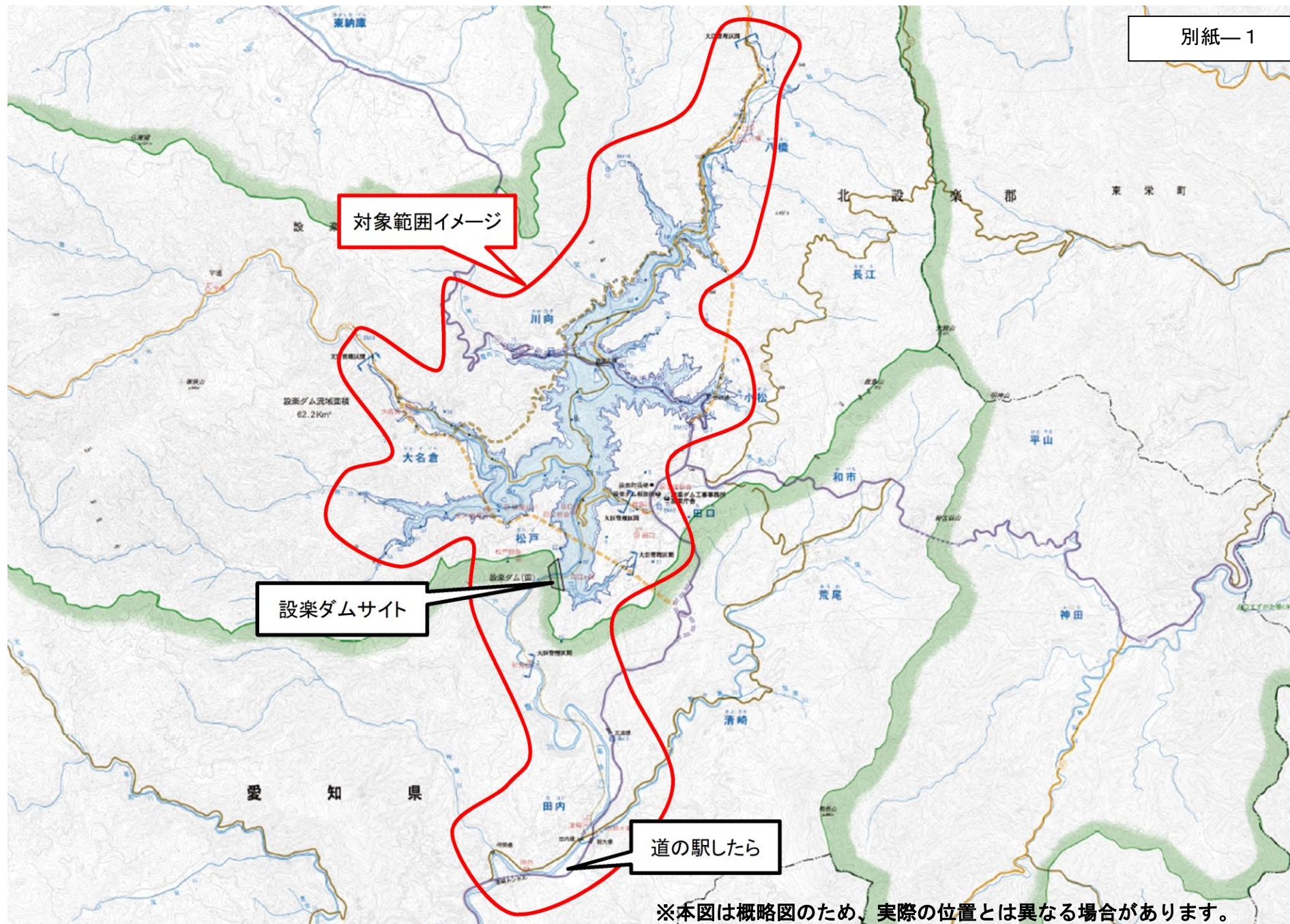


図 対象範囲

出典：国土地理院 地理院地図